

神奈川県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用
職員の任用、勤務条件等に関する条例

平成30年3月27日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の任用、勤務条件、給与及び費用弁償等について定めるものとする。

(任用)

第2条 任命権者は、規則で定める業務について、期間及び職場の実態等を考慮し、業務の遂行上必要があると認めるときは、競争試験又は選考により短時間勤務会計年度任用職員を任用することができる。

(任用期間)

第3条 短時間勤務会計年度任用職員の任用期間は、1年を超えない期間とする。ただし、1会計年度を超えることができない。

(勤務日及び勤務時間)

第4条 短時間勤務会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間は、その業務を考慮して、任命権者が割り振るものとする。ただし、業務の性質上、勤務日又は勤務時間を指定することが困難なときは、1月又は1年における勤務を要する日の日数その他の方法により、任命権者が定めるものとする。

2 短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり29時間以内かつ1日当たり7時間45分以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者は、業務の執行上必要があると認める場合は、短時間勤務会計年度任用職員の勤務日及び勤務時間を規則で定める範囲内で変更することができる。

(超過勤務)

第5条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、

短時間勤務会計年度任用職員に対し、前条第1項又は第3項の規定により割り振られた勤務時間外の時間に勤務することを命ずることができる。

(休日及び休憩時間)

第6条 あらかじめ勤務日が定められている短時間勤務会計年度任用職員は、当該短時間勤務会計年度任用職員の勤務日が神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する休日に当たるときは、特に勤務することを命ぜられない限り、勤務することを要しない。

2 短時間勤務会計年度任用職員の休憩時間は、常勤職員との権衡を考慮し、任命権者が任用の際に定めるものとする。

(休暇)

第7条 短時間勤務会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第8条 年次有給休暇の取得単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別休暇)

第9条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合において、有給又は無給の特別休暇を与えることができる。

2 特別休暇に該当する場合、その期間及び有給又は無給の別については、規則で定める。

(介護休暇)

第10条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員（規則で定める短時間勤務会計年度任用職員に限る。）が、要介護者（当該短時間勤務会計年度任用職員の配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定め

る期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護をするため勤務しないことが相当と認められる場合は、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、介護休暇を与えることができる。この場合において、介護休暇の間中は、無給となる。

2 介護休暇の期間は、要介護者ごとに3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、必要と認められる期間とする。

3 第1項に規定する配偶者等とは、別表第1のとおりとする。
(介護時間)

第11条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員(規則で定める短時間勤務会計年度任用職員に限る。)が、要介護者の介護をするため、要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、介護時間を与えることができる。この場合において、介護時間の間は、無給となる。

(短時間勤務会計年度任用職員の給与)

第12条 第1条の給与とは、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 公務について生じた費用の弁償は、報酬には含まれない。

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員のうち、1週間当たりの勤務時間が29時間である者には月額による報酬(以下「月額報酬」という。)を、1週間の勤務日が3日以内かつその勤務時間が1日当たり7時間45分の時間を割り振られている者には日額による報酬(以下「日額報酬」という。)を、その他の者には勤務1時間当たりの時間額による報酬(以下「時間額報酬」という。)を支給する。

2 勤務の形態及び他の職員との均衡を考慮して任命権者が規則で定める短時間勤務会計年度任用職員の報酬の額は、1月につき、240,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とすることができる。

(短時間勤務会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第14条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び第3項の規定により支給する者を除く。）に対し、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した勤務1回の通勤に要する運賃の額に1か月の通勤所要回数を乗じて得た額又は1か月の通勤用定期券の額のうち低廉な方の額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）を弁償する。

2 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次項に掲げるものを除く。）に対し、別表第2の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、勤務1日につき同表の中欄に定める通勤に係る費用の額を乗じて得た額（その額が同表の右欄に定める上限月額を超えるときは、当該上限月額）を弁償する。

3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする短時間勤務会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である短時間勤務会計年度任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）に対し、前2項の規定により算出した額を合算した額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）を弁償する。

（短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第15条 短時間勤務会計年度任用職員が、第5条の規定による勤務をした場合は、割増報酬を支給する。

2 割増報酬は、第5条の規定により勤務した時間1時間につき、時間額報酬の額（月額報酬又は日額報酬を支給される短時間勤務会計年度任用職員にあっては、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額）100分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額）とする。

（短時間勤務会計年度任用職員の報酬の減額）

第16条 短時間勤務会計年度任用職員（月額報酬及び日額報酬を支給されている者に限る。）が勤務しないときは、年次有給休暇若しくは特別休暇（有給であるものに限る。この条において同じ。）の取得又は当該短時間勤務会計年度任用職員が勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除き、その勤務しない1時間につき、規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。ただし、その月の勤務を要する時間の全部を勤務しないとき（年次有給休暇若しくは特別休暇の取得又はその勤務しないことについて任命権者の承認を受けた場合を除く。）は、報酬を支給しない。

（短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給）

第17条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬は、勤務した月の翌月の21日（その日が土曜日及び日曜日並びに勤務時間条例第11条に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）による休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）にその全額を支給するものとする。

2 前項の報酬及び通勤に係る費用は、他の法令に規定する場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、短時間勤務会計年度任用職員から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ

在職する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（任命権者が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない短時間勤務会計年度任用職員の1会計年度内における短時間勤務会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該短時間勤務会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員とみなす。
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年10月12日神奈川県条例第52号（以下、「県給与条例」という。））第15条第2項の規定の例により得た額とする。ただし、在職期間の算定について必要な事項は、任命権者が規則で定める。
- 5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（任命権者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額（日額報酬または時間額報酬を支給される短時間勤務

会計年度任用職員にあっては、規則で定める勤務1月当たりの平均額とする。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し

期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、任命権者が規則で定める。

（短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において

これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。) に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員(任命権者が規則で定める職員を除く。) についても、同様とする。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」及び第3項中「第1項」とあるのは「第19条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、県給与条例第16条第2項第1号の規定の割合を乗じた額を超えてはならない。
- 4 第18条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、「在職期間」は「勤務期間」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する任命権者が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第20条 短時間勤務会計年度職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 休職にされた短時間勤務会計年度任用職員には、前項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(旅行に係る費用)

第21条 短時間勤務会計年度任用職員が公務のために旅行をした場合には、当該短時間勤務会計年度任用職員に対し、当該旅行に係る費用を弁償する。

(服務)

第22条 短時間勤務会計年度任用職員は、次に掲げる事項を常に遵守しなければならない。

(1) 県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(3) 任用される職の信用を傷付け、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、短時間勤務会計年度任用職員の服務については、常勤職員の例による。

(研修)

第23条 任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員に対し、業務の遂行上必要な知識及び技能を修得させるための研修を命ずることができる。

(災害補償)

第24条 短時間勤務会計年度任用職員の公務上の災害については、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第20号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定により補償するものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な

事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月28日条例第1号） 抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項において合計される任期の定めには、施行日以前の任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）も合計できるものとする。

別表第1（第10条関係）

同居・別居を問わない者	同居を条件とする者
配偶者（内縁関係にある者を含む。以下、この表において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹	短時間勤務会計年度任用職員や配偶者との間において事実上父母や子と同様の関係と認められる者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子）

備考

同居には、短時間勤務会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。

別表第2（第14条関係）

自動車等の使用距離	通勤に係る費用の額	上限月額
片道2キロメートル以上 5キロメートル未満	100円	2,000円
片道5キロメートル以上 10キロメートル未満	210円	4,200円
片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	355円	7,100円
片道15キロメートル以上 20キロメートル未満	500円	10,000円
片道20キロメートル以上	645円	12,900円